明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令（**農林水産**一）　一

〔告　示〕

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第三項第二号の規定に基づき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を指定した件の一部を改正する件（**総務**一〇）　二

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十八条第三項第二号の規定に基づき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を指定した件の一部を改正する件（**同**一一）

○除籍の一部が滅失した件（**法務**一一）

○プラムポックスウイルスの緊急防除に関する告示の一部を改正する件（**農林水産**四五）　二

○保安林の指定をする件（**同**四六～六一）

○電気用品安全法第三十四条の規定による届出があった件（**経済産業**一）　五五

○工事が完了した件（**国土交通**一八）　六

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**同**一九）

○信号符字を点附した件（**同**二〇）　七

○信号符字を取り消した件（**同**二一）

○船舶国籍証書を無効とした件（**同**二二）

○高速自動車国道に関する件（**関東地方整備局**五）

○道路に関する件（**同**六）　八

○道路に関する件（**中部地方整備局**一、二）

○道路に関する件（**近畿地方整備局**六、七）

○道路に関する件（**北海道開発局**一、二）

〔人事異動〕

法務省　外務省　経済産業省　気象庁　九

〔官庁報告〕

文　教

日本学士院会員候補者の推薦について（日本学士院）　九

国家試験

平成二十三年不動産鑑定士試験（短答式試験・論文式試験）の施行（国土交通省土地鑑定委員会）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁

第三者所有物の没収、建設業の許可の取消処分、建築士懲戒処分関係　二

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　二三

会社その他　三

省　令

○農林水産省令第一号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十八条第一項の規定に基づき、プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年一月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令

プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令（平成二十二年農林水産省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

東京都あきる野市秋川、秋留、網代、油平、雨間、五日市、伊奈、入野、上ノ台、牛沼、小川、上代継、切欠、草花、小中野、小峰台、小和田、三内、下代継、菅生、瀬戸岡、高尾、舘谷、舘谷台、留原、二宮、野辺、原小宮、引田、平沢、平沢西、平沢東、深沢、渕上、山田及び横沢、青梅市、八王子市暁町、石川町、宇津木町、梅坪町、大谷町、尾崎町、上壱分方町、川口町、川町、久保山町、左入町、下恩方町、諏訪町、大楽寺町、高月町、滝山町、丹木町、戸吹町、西寺方町、弐分方町、丸山町、みつい台、美山町、元八王子町及び谷野町、羽村市小作台、川崎（都道二百四十九号線以西の地域に限る。）、五ノ神（都道二百四十九号線以西の地域に限る。）、栄町、神明台、玉川、羽（都道二百四十九号線以西の地域に限る。）、羽加美、羽中、羽西、羽東及び緑ヶ丘、西多摩郡奥多摩町海澤、梅澤、大丹波、川井、小丹波、丹三郎及び氷川並びに日の出町

附　則

この省令は、平成二十三年二月十日から施行する。